

議案第18号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の設定について

次のとおり三朝町職員の給与の特例に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号。以下「職員給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（職員給与条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員を含む。以下「給料表適用職員」という。）の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の給与の額の特例)

第2条 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（第3項において「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額（以下「算定基礎額」という。）とする。

- (1) 職務の級が1級である職員 100分の1
- (2) 職務の級が2級である職員 100分の2
- (3) 職務の級が3級である職員 100分の2.5
- (4) 職務の級が4級である職員 100分の3
- (5) 職務の級が5級である職員 100分の5
- (6) 職務の級が6級である職員 100分の6
- (7) 職務の級が7級である職員 100分の7
- (8) 職務の級が8級である職員 100分の8

2 特例期間における給料表適用職員に係る職員給与条例の規定により給料月額に基づいて算定されることとなるすべての手当及び職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、算定基礎額とする。

3 前項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。